

看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する取り組み

当院では、看護職員が専門性を十分に発揮できる環境を整えるため、以下の取り組みを行っています。

勤務環境の整備

- ・勤務時間は週40時間以内、連続勤務は5日以内とし、夜勤明けの翌日は休暇とする。
- ・育児・介護休暇制度の整備、及び時短勤務など、多様な勤務形態による勤務シフトを作成。
- ・時間単位の有給休暇制度の導入、及び取得促進。

業務分担の促進

- ・看護補助者やソーシャルワーカーを病棟に配置し、事務業務や生活援助業務を分担。
- ・多職種（薬剤師・放射線技師・リハビリスタッフ等）と連携し、患者移動や検査準備などを共同で実施。

処遇の改善

- ・職場満足度調査を実施し、フィードバックを反映。
- ・メンタルヘルス支援として、定期的なストレスチェックや、相談窓口の設置
- ・ハラスメント対策・相談窓口の設置

揭示 期間	2025年 9月 1日 無期限	
承認	院長 	事務部長 